

三四
方方方

〔候方明記八〕くぎやうに、のしかちぐりこぶ置て、さて盃三重て出し候事式三獻をりやくしたる體也。

○按ズルニ、梶首ニ供饗ヲ用キル事ハ、法律部中編梶首篇ニ載セタリ、

〔書言字考節用集七器財〕小四方云足打、三方制、今世天子伏見家用四方、

〔玉函叢說三〕衝重の考

衝重の身のうちに物こむる事は常ならで、彼身をもうち復したるが常なれば、それを後には、上の折敷にとぢつたるより、一つの器とはなれりける。さてより置物の机などのさまに、穴ゑりて足となせるより、四方三方などてふ事はいできにけり、彼四方とはまた四ツ足なり、飛驒守惟久がかきつる、八幡太郎の軍の繪に、武衡家衡等が郎等ども、なみ居てものくふ所に、皆四方にしてすゑわたしたり、されば穴ゑりたるはじめは、穴だにゑればみな四方なりけめ、さるを後に親王大臣は四方、納言以下三位以上は三方、其已下は穴えらぬ衝重とは定められし成べし、さて四方三方も誠しくは四方ゑりの衝重三方ゑりの衝重といふべきを、略して四方三方とはいふなり、今も四方三方の筒のとじめのきり前なるは、彼打復したる折の遺風なりけり、古へは王卿などは、公の御前ならで、いたく衝重用うる事はなし、私には臺、又は假初なるには折敷高坏を用ひたるに、彼四方ゑり三方ゑりなどいふ事のいできてよりぞ、折敷高坏にもかへ、臺にもかへて、用ゐけるより、何本立とも呼なるべし、

〔玉函叢說三〕大三方

一面一尺一寸五分

一縁の高サ一寸四分三厘但面の八分の一

一厚サ二分三厘餘但縁の高サ六分の一